

## 横浜市における母子間感染の予防

国立公衆衛生院・疫学部

母里啓子

協同研究者：横浜市衛生研究所

野口有三

愛児センター

大川尚美

済生会横浜市南部病院 森 哲夫

横浜市では昭和59年10月より全妊婦を対象としたHBs抗原検査を事業化し、試行的に愛児センターにおいて感染防御処置(図1・上段)をおこない、昭和61年1月からは国の事業に一部上乘せをし、より良い効果をあげる事を目指している。HBsワクチンの初回投与は、おむね生後3ヵ月とし、能動免疫の獲得をできる限りはかっている。

横浜市における昭和61年9月末迄の母子手帳から集計した防御対象者数を(表1)に示す。

表1 HBウイルス母子間感染防止対策事業検査集計 (横浜市)

期間	HBs抗原検査				HBe抗原・抗体保有検査				
	受診者	陰性	陽性(陽性率)	陽性(陽性率)	受診者	+/-	-/-	-/+ (eAg陽性率)	陽性率
59年度下半期	15578	15483	95	0.61%	77	14	14	49	18.2%
60年度上半期	16125	16013	112	0.69%	105	31	20	54	29.5%
60年度下半期	14552	14472	80	0.55%	84	16	27	41	19.1%
61年度上半期	12257	12152	105	0.86%	97	29	21	47	29.9%
合計	58512	58120	392	0.67%	363	90	82	191	24.8%

この結果から横浜市における母子間感染防止事業の対象者は現在45-60人/年であり、年少者の調査より今後対象者の減少が見込まれることから、対象児にはきめの細かいフォローを行い、キャリアの発生を防止することが必要と思われる。上記にみられた上半期と下半期の違いの理由は今後調べる必要があり、里帰り分娩との関連も調査しなければならない。

横浜市では市内の36の医療機関を協力医療機関として母子間感染防止対策をおこなっており、昭和55年からはじめた愛児センターをふくめ、すでに19医療機関で防御例の出産がおこなわれている。

昭和55年から愛児センターで行った防御の結果からみると、横浜市が決めた第5期までの基本防御措置ではHBs抗体価が保持されずその後追加ワクチン投与が必要であった者がほぼ1/3をしめた。(表2)

表2 基本措置終了児に対するワクチン追加投与（昭和61年7月まで）

対象者	168 (100%)	追加投与なし	122 (66.7%)		
		追加投与あり	56 (33.3%)	1回	32 (57.1%)
				2回	11 (19.6%)
				3回	8* (14.3%)
				4回	5 (8.9%)
	(100%)				

\*内1名は19ヶ月時HBs抗原陽性化

追加ワクチンを必要とした者の 3/4 は基本措置終了時にはHBs抗体価は $2^2$ 以上ありその後の定期検査で抗体価の低下( $HBsAb < 2^2$ )をみつけ追加投与を行った。(表3)

表3 追加ワクチン投与例（2年以上追跡 40名）

追加ワクチン	人数	生後 8ヶ月時（基本措置終了時）		投与後の状況	
		能動免疫獲得*	能動免疫未獲得	能動免疫獲得（確実**）	
1回	23	20	3	23	(21)
2回	8	5	3	8	(5)
3回	5	3	2	5	(4)
4回	4	2	2	3	(1)
合計	40	30 (75%)	10 (25%)	39	(33)

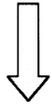
\* 能動免疫獲得：HBワクチン効果にてHBs抗体価 $2^2$ (PHA)以上

\*\* 能動免疫確実：最近 6ヶ月以上HBワクチン追加不要

以上のことから横浜市では定期検診とワクチンの追加投与を組合せて生後 2 年までをこの事業の第 6 期としておこなうこととした。(図1・下段)

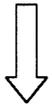
予防票の交付数は、昭和60年 19 名、昭和61年 54 名、合計 73 名であり、内 2 名が第 2 期の検査でHBs抗原陽性となっている。この事業の効果を判定する為には今後の追跡調査が重要である。





## 検索用テキスト OCR(光学的文字認識)ソフト使用

論文の一部ですが、認識率の関係で誤字が含まれる場合があります



横浜市では昭和 59 年 10 月より全妊婦を対象とした HBs 抗原検査を事業化し、試行的に愛児センターにおいて感染防御処置(図 1・上段)をおこない、昭和 61 年 1 月からは国の事業に一部上乘せをし、より良い効果をあげる事を目指している。HBs ワクチンの初回投与は、おおむね生後 3 ヶ月とし、能動免疫の獲得をできる限りはかっている。

横浜市における昭和 61 年 9 月末迄の母子手帳から集計した防御対象者数を(表 1)に示す。